

### 第3部第5章第7節「特別法上の不法行為」

#### 【設例】

1. Aは、警察官の制服を着たBから職務質問され、持っていた現金100万円を証拠物名義で取り上げられ、そのまま持ち去られた。Bは、実際にC県警察の警察官だったが、休職中で、Aの金を自分のものにするという目的で、勤務中のふりをしていただけだった。Aは、C県に対して損害賠償を請求できるだろうか。[展開1(2)]

2. Aは、B県が管理する道路をバイクで走行中、道路の陥没した穴にはまって転倒し、怪我をした。Aは、B県に対して損害賠償を請求できるだろうか。[展開1(3)]

3. Aは、Bが運転する自動車甲にはねられて、全治1カ月の怪我を負った。甲はBの親Cの所有物であるが、BがCから甲を借りてドライブをしていたのだった。Aが迅速な法的救済を受けるためには、どのような方法があるか。[展開2]

4. Aは、親に買ってもらった新品のB社製ノートパソコンを使用していたところ、バッテリーパックの部分から火が出た。パソコンはそのまま燃えてしまい、Aも火傷を負った。Aは、Bに対して損害賠償を請求できるだろうか。[展開3]